

**第2期北見市上下水道ビジョン（案）に対する
パブリックコメント実施結果について**

1. 意見募集期間 令和2年1月10日（金）～ 令和2年2月10日（月） 32日間

2. 資料閲覧場所 （1）桜町仮庁舎、北2条仮庁舎1階、まちきた大通ビル庁舎4階（案内）、各総合支所、支所・出張所等13か所
（2）市ホームページ

3. 意見提出者数及び件数 1人 10件

4. 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
人数	—	—	—	1	1

5. 意見の処理状況

区分	処理内容	件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	—
B	意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの	1
C	計画に盛り込まないもの	2
D	その他、質問、要望、意見等	7
	計	10

6. 意見の概要と市の考え方

番号	意見の概要	区分	市の考え方
1	（案策定に当たり） 公共サービス基本法の基本理念、第3条第4項の「公共サービスに関する必要な情報及び学習の機会が国民に提供されるとともに、国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること。」が満たされていないと思う。	D	【ご意見として承ります】 案策定に当たっては、市民公募のほか学識経験者や有識者で構成される「北見市上下水道審議会」及び北見市議会から意見等を伺いながら取りまとめています。また、パブリックコメントを通じて広く意見を募集しています。 上下水道事業の情報発信等につきましては、案95頁から97頁の広報・広聴活動の充実を図ってまいります。

番号	意見の概要	区分	市の考え方
2	(パブリックコメント実施に当たり) 案の閲覧場所になぜ市立図書館を含めなかったのか。	D	【ご意見として承ります】 パブリックコメントの閲覧場所につきましては、北見市パブリックコメント手続実施要綱第5条により選定を行いました。図書館につきましては北見市立中央図書館を選定し、ほかの図書館は総合支所からの距離を勘案し選定から除外しましたが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。
3	(案策定に当たり) 水道法第1条の「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り」の「低廉」についてどのように捉えているか。	D	【ご質問に回答します】 水道事業は生活に欠かすことができない公営事業であることから、水道料金は事業全般にわたる経営の合理化に最大限努めることを前提としたうえで、事業継続のために適正な水準である必要があります。今後も世代間の格差が生じないように、将来を見通した料金水準の検討を行ってまいります。
4	(案 46 ページ) ③適正な事業水準に応じた料金収入の確保の総括で、料金値上げを前提としているのか。	D	【ご質問に回答します】 水道料金及び下水道使用料につきましては、4年ごとに料金見直しの検討を行うこととしています。今後も事業の継続に必要な料金収入の確保に努めるとともに、施設の統廃合やダウンサイジングなどの事業効率化の検討を進めてまいります。
5	(案 51～52 ページ) 常呂川上流に水銀抗があったこと、また北見地域定住自立圏共生ビジョン(案)の中に水質調査・水銀調査が入っていることから、水銀調査を追加する。	B	【計画に盛り込み済み】 常呂川から取水している浄水場では、年4回水銀検査を実施しており、過去10年間定量下限値未満(水道水質基準の1/10未満)であることを確認しています。また、北見地域定住自立圏共生ビジョン(案)の水銀調査(水質・底質土壌・魚類)は、上下水道局も参加している常呂川水系環境保全対策協議会により実施されるものです。 上下水道ビジョンに掲げる施策は、水銀も含めた汚濁物質を包括的に監視し、水

番号	意見の概要	区分	市の考え方
			<p>質の改善と水源保全を目指すものであり、ご意見の趣旨を包含しています。</p>
6	<p>(案 52 ページ) K P I の目標値を月 2 回以上、年 2 回以上に修正する。</p>	C	<p>【計画に盛り込まないもの】 常呂川の水質は流域全体での各種対策により改善傾向にあり、月 1 回の水質調査によりその傾向が確認できています。また、定例の検査に加え、水質異常時やその恐れがある場合は、その都度、水質調査を実施しています。関係機関との連携についても同様に、水質異常や環境の変化があれば、随時、協議等を行っています。よりわかりやすい表現にするため、K P I の補足説明を「平常時は月 1 回、年 1 回とするが、水質や流況の変化に応じて随時調査・協議を行う。」に修正します。</p>
7	<p>(案 74～76 ページ) 大規模停電への備えも付加すべき。</p>	C	<p>【計画に盛り込まないもの】 浄水場や下水処理場などの主要な施設では非常用発電機が整備済みであり、更に小規模施設用の可搬式発電機や上下水道局新庁舎の非常用発電機の整備を計画的に進めています。 これらにより、停電対策の取り組みが一定程度進んでいる状況にあります。</p>
8	<p>(案 92 ページ) 具体的方策の適正な料金水準及び料金体系の検討について、事業所については水道水を利用して利益をあげている、利益をあげていないで見直しすべき。また、低所得者への減免を検討する考えがあるか。</p>	D	<p>【ご意見として承ります】 事業所の用途につきましては、料金検討のご意見として承ります。また、低所得者への減免につきましては、水道事業は利用者からの料金収入で必要経費を賄う独立採算制が基本であり、受益者負担の原則に基づき使用した量に応じて公平に料金の負担をいただいていますので、減免制度を導入する考えはありません。</p>

番号	意見の概要	区分	市の考え方
9	<p>(案 95 ページ)</p> <p>目指すべき方向に「少なくとも料金に関わる検討に活かせるように」を追加する。</p>	D	<p>【ご意見として承ります】</p> <p>アンケート調査の質問項目には、これまでも料金に関する質問があり、今後も継続して定期的に意識調査を行ってまいります。</p>
10	<p>(案 98～99 ページ)</p> <p>水道事業の収益的収支を見ると、収入の80%前後が料金収入となっている。今のよう状態を変えるため市としてどのような働きかけを道や国にしているのか。</p>	D	<p>【ご質問に回答します】</p> <p>案 91 頁の適正な料金収入の確保の現状と課題で記載していますが、地方公営企業会計は利用者からの料金収入で必要経費を賄う独立採算制を原則としているため、水道料金の割合が高くなっています。今後は人口減少の進行などにより料金収入が減少し経営が厳しくなることが懸念されるため、国に対しては日本水道協会などを通して、施設更新のための国庫補助の拡大や地方交付税措置の増強などを要望しています。</p>